

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、業績予想開示について、近年、上場会社の事業環境を巡る不確実性の増大を背景に、上場会社の適切な将来情報の提供に関する種々の議論¹を踏まえつつ、下記に掲げる方針のとおりその取扱いの見直しを行いますのでお知らせいたします。

なお、今回の見直し後の実務については、平成24年3月期に係る決算内容の開示のときから適用することを予定しています。また、今回の見直しを反映した決算短信（サマリー情報）の様式及び作成要領その他の実務上の取扱いの詳細につきましては、後日御案内させていただきます。

記

- 1 上場会社を取り巻く環境変化に対応した柔軟な業績予想開示の実現を図る観点から、投資者ニーズを踏まえつつ、上場会社の実情に応じた多様な将来予測情報の開示を行うことができるような取扱いを整備

○ 売上高、利益等に係る業績予想を開示する場合にも、そうでない場合にも柔軟に対応できる、上場会社にとって自由度の高い決算短信の様式を実現

- 2 売上高、利益等に係る業績予想開示を実質的に強制するものと理解されている可能性のある以下の現行の実務を廃止

○ 業績予想開示を行わない場合又は独自の形式で行う場合の名証への事前相談※

○ 上記の場合に限定した「理由」の開示

- 3 安易な開示の後退の防止やフェアディスクロージャーの観点から、見直しの趣旨については、関係者に十分な周知等を実施

○ 非現実的な前提や不合理な手法によって算出するなど、不合理な業績予想の開示を行った場合は、法令等のリスクがあることから、適切な開示を行うよう上場会社に周知

¹—昨年12月に公表された金融庁の「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」では、「I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給」に向けた施策のひとつとして、「取引所における業績予想開示の在り方の検討、取引所の取組の態勢」が掲げられています。

○ 株主、投資者その他の情報利用者に対して、見直し方針の公表と併せて以下の事項を周知

- ・業績予想は、その達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではないこと
- ・業績予想は、その後の適切な修正を通じて、事業年度終了後に決算発表が行われるまでの間の期中におけるダイナミックな業績情報の適時開示の実現を意図したものであり、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されていること

以 上

※上記に掲げている「業績予想開示を行わない場合又は独自の形式で行う場合の名証への事前相談」に関し、別紙の通り、Q&Aを取りまとめています。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174 E-mail：syoken@nse.or.jp

Q 1 業績予想開示を行わない場合又は独自の形式で行う場合における名証への事前相談の要請を廃止することであるが、今後、上場会社が個別に名証への相談を行うことは可能か。

今回の実務上の取扱いの見直しの趣旨は、上場会社を取り巻く環境変化に対応した柔軟な業績予想開示の実現を図る観点より、上場会社が投資者ニーズを踏まえつつ、その実情に応じた多様な将来予想情報の開示を行うことができるよう、環境整備を進めることにあります。

そのため、「売上高、利益等に係る業績予想開示を実質的に強制するものと理解されている可能性のある現行の実務」のひとつとして指摘されている「業績予想開示を行わない場合又は独自の形式で行う場合の名証への事前相談」の要請を廃止する方針です。

ただし、事前相談の要請を廃止した後におきましても、上場会社からの個別の御相談には、随時対応させていただきますので、お問い合わせ下さい。

Q 2 上場会社が、売上高、利益等に係る業績予想開示を行わない場合や、独自の形式で行う場合に、注意すべき点はあるか。

上場会社が売上高、利益等に係る業績予想を社内で算出する場合には、算出した予想について適時開示の義務が発生したり、インサイダー取引規制上の重要事実に該当したりすることがありますので、その開示の要否を検討される際には、十分なコンプライアンス上の考慮が必要となります。

このことは、当該業績予想の算出タイミング（前期決算の発表時、今期中における四半期決算集計時、あるいは今期の事業年度末経過後の決算集計時）や当該業績予想を公表したか否かにかかわらず、同じです。

具体的な事例を挙げて説明しますと、業績予想開示を行っていない上場会社が社内で売上高、利益等を算出する過程において、前期実績との乖離が売上高で10%以上、利益で30%以上生じるとこととなった場合、その時点において「前期実績との差異に関するお知らせ」等として適時開示する必要があります。さらに、当該適時開示が行われる前に、会社関係者が当該上場会社の株式等の売買を行った場合には、インサイダー取引に該当するおそれがあります。

これまで当取引所では、これらの留意点を事前相談の際に個別にお伝えし、適切な対応をお願いしてまいりました。今回、事前相談の要請を廃止するにあたって、引き続き上場会社が売上高、利益等に係る業績予想を算出する場合のコンプライアンス上の留意点を十分に考慮した上で、御対応いただきますようお願い申し上げます。

以 上